

株式会社スナークの労働者派遣事業の状況 (2025/8/1)

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業の状況に関する情報を公開いたします。

許可番号	派13-311083
事業所の名称	株式会社 スナーク
事業所の所在地	東京都台東区寿二丁目10番11号
待遇決定方法	労使協定方式（すべての派遣労働者に適用）

1 派遣労働者数

2025年1月時点の労働者派遣された派遣労働者数	5 (人)
--------------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025年度 派遣先事業所数	1 (件)
----------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (※2025年の見込みです)

2025年度 1日8時間あたりの労働者派遣の料金額の平均	39,352 (円)
2025年度 1日8時間あたりの労働者派遣の賃金額の平均	23,765 (円)
2025年度 マージン率	39.6 (%)

マージン率 (%) =
$$\frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)}} \times 100$$

※マージンには、社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

ビジネス基本、ビジネス文書作成基礎
IT入門、IT基礎、ITエンジニアリング育成、システム開発、等

5 キャリア・コンサルティング

キャリア・コンサルティングを含めた責任者による面談を定期的を実施します。
また、入社後5年ごとに、厚生労働省が提供する「ジョブカード」を活用し、外部コンサルタントによるキャリアコンサルティングを実施します。
※当社の派遣労働者は全員が無期雇用です。

6 派遣法30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	: 締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 当社の派遣労働者全員
労使協定の有効期間の終期	: 3月末（毎年度更新）

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断
各種サポート	無料eラーニング、資格取得支援（受験料負担等）